

町内【建設業者】用

入札参加資格審査申請書 提出要項 【令和7年度分】

東北町における令和6年度建設工事等競争入札参加資格審査申請書の提出方法は次のとおりです。

- 【1】有効期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 【1年間】
- 【2】受付期間 令和7年1月14日～2月13日 午前9時～12時、午後1時～4時まで(土・日・祝祭日を除く)
- 【3】提出場所 東北町役場 本庁舎 2階 財政課 工事検査係
- 【4】提出方法 1、 A4フラットファイル(色指定なし)に綴じて、1部提出。(持参又は郵送)
2、 ファイルの表紙及び背表紙には次のとおり記載してください。
『令和7年度競争入札参加資格申請書(建設工事)』『業者名(商号、名称)』

【5】提出書類

①が一番上になるように、順番にファイルに綴る。

①	参加資格審査申請書	【指定様式-有】(任意様式-不可) 関連する運用…『指名願い受付の運用【1.7.1】』	様式(建内-1)
②	経営事項審査結果通知書(写)	・1月1日現在で審査基準日から1年7ヶ月を経過していない経営事項審査の総合評価値通知書(経審)の写しを提出。 該当する通知書が2つ以上ある場合は最新のものを提出。 ●経営審査を受けていない場合 【指定様式-有】(任意様式-可) 経営状況調書又は決算書(直近2年分)を提出する。 ※「財務諸表」等、これに代わる書類(写)でも可(直近2年分)	様式(建内-2)
③	建設業許可証明書(写) 又は 許可指令書(写し) ※許可がない場合は添付不要	※本社(本店)代表者が権限を委任している場合は、委任先で建設業許可の届けをしている業種が分かる書類(営業所の建設業許可等)も併せて提出。	
④	委任状	本社(本店)代表者が権限を、支店又は営業所等に委任する場合。 【指定様式-有】(任意様式-可)	様式(建内-3)
⑤	使用印鑑届	【指定様式-有】(任意様式-可)	様式(建内-4)
⑥	印鑑証明書(写)		
⑦	営業所一覧表	※営業所等が無い場合は不要。 【指定様式-有】(任意様式-可)	様式(建内-5)
⑧	工事経歴書(直近2年分)	1件300万円以上を記載する。 【指定様式-有】(国交省統一様式等任意様式-可)(任意様式-不可) (経営審査の書類-可…この場合金額にとらわれなくてもよい。)	様式(建内-6)
⑨	技術職員調書	【指定様式-有】(国交省統一様式等任意様式-不可)(任意様式-不可)	様式(建内-7)
⑩	登記簿謄本(写)又は 身分証明書(写)	申請者が法人の場合は登記簿謄本(写)。 個人の場合は住民票などの身分証明書(写)。	
⑪	納税証明書(写) 【令和6年度分】 ※賦課前の場合は前年度	○法人の場合(本店所在地分) 法人税、消費税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税、固定資産税 ※本社(本店)代表者から権限を委任されている場合は、法人市町村民税等(東北町分)も合わせて提出。 ○個人の場合(代表者分) 所得税、消費税・個人事業税、市町村民税、固定資産税、国保税 ※いずれも未納税が無いと分かるもの(納期限未到来は除く)	

【6】その他

- 1、証明書類は、申請書提出時における最新(3ヶ月以内)のものを提出すること。
- 2、郵送提出で、受領書が必要な場合は【受領書(任意様式)】【返信用封筒】を同封すること。
- 3、『経営審査』、『建設業許可』を更新した場合は、直ちに提出する。
- 4、提出した書類に変更があった場合は、直ちに変更届を提出する。…『変更(廃業)届』
- 5、廃業した場合は、直ちに廃業届を提出する。…『変更(廃業)届』

【7】問い合わせ先

〒039-2492

青森県上北郡東北町上北南四丁目32-484

東北町役場 財政課 工事検査係 TEL0176-56-4068(直通) fax0176-56-3110

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

町内【建設業者】用

令和 7 年度における建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

申請月日 令和 年 月 日

青森県上北郡東北町長 様

連絡用 e-mail アドレス

本社情報

郵便番号		
(フリガナ)		
本店住所		
(フリガナ)		
本店名称		
代表役職		
(フリガナ)		
代表者名	(本店の代表者)	
本店TEL	—	—
本店FAX	—	—

支店・営業所情報 (権限を委任する場合のみ記入)

郵便番号		
(フリガナ)		
支店住所		
(フリガナ)		
支店名称		
代表役職		
(フリガナ)		
代表者名	(支店又は営業所の代表者)	
支店・営業所TEL	—	—
支店・営業所FAX	—	—

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	しゅ	
許可を受けている 建設業【注1】	一般															
	特定															
経営事項審査を受けている 建設業【注2】																
競争入札参加資格の審査 を申請する建設業【注3】 (指名を希望する業種)																
		板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
許可を受けている 建設業【注1】	一般															
	特定															
経営事項審査を受けている 建設業【注2】																
競争入札参加資格の審査 を申請する建設業【注3】 (指名を希望する業種)																

注1 許可を受けている建設業の欄(略号の箇所)に○印を記入すること。

注2 経営事項の審査を受けている建設業の欄(略号の箇所)に○印を記入すること。

注3 審査を申請する(指名を希望する業種)建設業の欄(略号の箇所)に○印を記入すること。

注4 本社より委任を受けている支店・営業所等については、委任先で建設業の届出を行っている業種だけとする。

経営状況調書

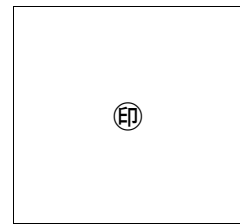
設備 の 額	①機械装置類（千円）				②運搬具類（千円）			③工具その他（千円）			④合計（千円）			
主要 設備 の 規模														

委任状

令和 年 月 日

東北町長様

委任者 住所
会社名
代表者職氏名



【本社実印】

私は、住所
会社名
受任者職氏名

を代理人と定め次の権限を委任いたします。

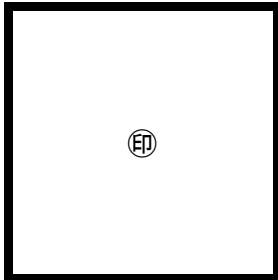
委任事項

- 1、入札・見積に関する事項
- 2、契約の締結に関する事項
- 3、代金の請求受理に関する事項
- 4、復代理人の専任に関する事項
- 5、前事項に附帯する一切の事項

委任期間

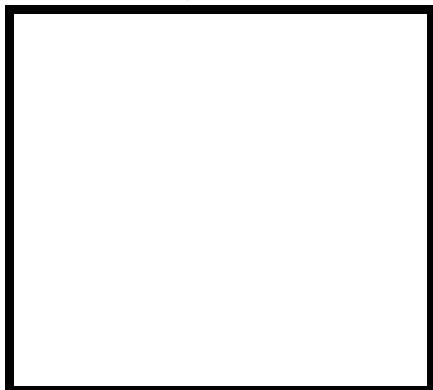
令和 7 年 4 月 1 日 から
令和 8 年 3 月 31 日 まで

代理人の使用印鑑（使用印鑑届けの印鑑と同じ）



使 用 印 鑑 届

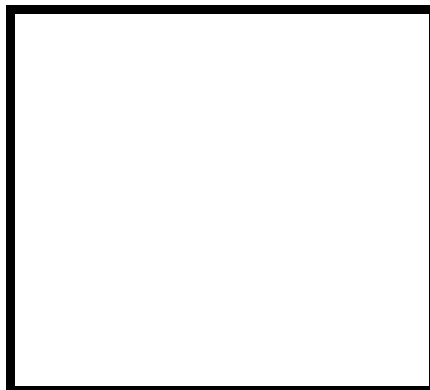
会 社 印
(角印)



使用印と共に使用する場合にのみ押印。

※無い場合は不要

使 用 印



委任者がある場合は、委任先の使用印鑑。

※実印と同じ場合は不要

上記の印鑑は、入札、見積、契約の締結並びに請負代金等の請求及び受理のために使用したいのでお届けします。

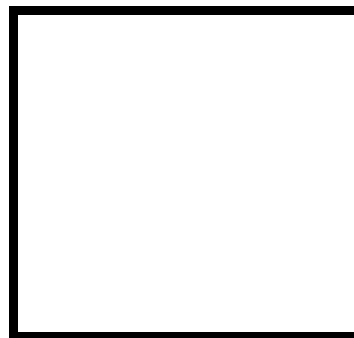
令和 年 月 日

【本社】

住 所

会 社 名

代表者職氏名



※本社の実印

様式(建内-5)

営業所一覧表

[illegible]

工 事 経 歴 書

業種

会社名

	発注 年度	発注者	工事 番号	工事名	完成日	工事成績評定点 成績評価を受けていない場 合は不要	単体/J V の別	最終請負金額 JVは出資割合による 税込み【単位：円】	元請/下請 の別
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									

注 1 業種毎に作成する。
注 2 直前2年の間（令和5年1月1日から令和6年12月31日まで）に完成した工事について記載すること。
注 3 最終請負金額が1件300万円以上を記載する。

会社名

注1 本社より委任を受けた支店等の場合は、当該支店等に常駐する者を記載する。
注2 常時雇用されている者について記入すること。
注3 取得している免許すべてを記載する。(経営事項審査にとられない)
注4 『土木一式』『建築一式』の資格の詳細については、【別添】を参考にして記載すること。
注5 記入した者について、資格証の写し、又はそれに代わる書状等の写しを添付すること。
注6 実務経験による技術者の場合は、実務経験証明書(任意様式)を添付すること。

別添

資格区分	説 明
1級土木施工管理技士	建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
2級土木施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
1級建設機械施工技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工とするものに合格した者
2級建設機械施工技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の建設機械施工とするものに合格した者
技術士	技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定によるに技術士試験の第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
1級建築施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者
2級建築施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者
1級建築士	建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第1項の規定による1級建築士の免許を受けた者
2級建築士	建築士法第4条第2項の規定による2級建築士の免許を受けた者